

卒業の認定に関する方針について

- 次の5つの力を修得したものであること
 - ①人に関心を持ち対象に関わる力
 - ②あらゆる健康上の課題のある対象に看護実践できる力
 - ③自分で課題を見つけ問題解決できる力
 - ④社会の求める医療ニーズを理解し対応できる力
 - ⑤労働者の健康に関心を持ち支援できる力

- 所定の106単位すべてを習得していること

- 出席すべき日数の3分の1以上の欠席がないこと

- 授業料が納付されていること

以上の要件を満たすものについて卒業許可とし、卒業判定会議において判定、学校運営会議で報告・承認のうえ、卒業を認定する。